

中勢用水地区
用水計画等整理業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目的) 第1-2条	本業務は、地区調査「伊勢平野中央地区」における事業計画書作成に係る用水計画等の整理を行うとともに、中勢用水地区における河川法第23条の変更河川協議に係る河川協議書(案)及び協議概要説明資料の作成を行うものである。	
(場所) 第1-3条	本業務の対象とする場所は、三重県津市及び亀山市地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。 その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備等	
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。	

項 目	内 容	備 考														
(管理技術者) 第 1－7 条	(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															

項 目	内 容	備 考																	
第2章 作業条件 (作業条件) 第2－1条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。																		
(設計条件) 第2－2条	本業務の設計作業における設計条件は、次のとおりである。 【安濃ダム】 常時満水位：EL172.00m 利 用 水 深：37.4m (EL172.00m～134.60m) 総 貯 水 量：10,500 千 m³、有効貯水量 9,800 千 m³ 流 域 面 積：27.5km² 満 水 面 積：0.49km² 受 益 面 積：3,087ha (令和7年4月時点) うち水田 2,839ha、普通畑 233ha、樹園地 15ha)																		
(参考図書) 第2－3条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次の図書とする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr><tr><td>改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>大成出版社</td></tr></table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社												
名 称	発行所																		
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																		
改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社																		
(貸与資料) 第2－4条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>分類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="4">業務報告書</td><td>令和7年度 中勢用水地区 用水計画等検討業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>令和6年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>令和5年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>令和4年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務</td><td>1式</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書</td><td>1式</td></tr><tr><td>中勢用水地区水利使用協議資料（H30.3.30）ほか必要資料</td><td>1式</td></tr></table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	分類	貸 与 資 料	数量	業務報告書	令和7年度 中勢用水地区 用水計画等検討業務	1式	令和6年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務	1式	令和5年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務	1式	令和4年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1式	その他	地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書	1式	中勢用水地区水利使用協議資料（H30.3.30）ほか必要資料	1式	
分類	貸 与 資 料	数量																	
業務報告書	令和7年度 中勢用水地区 用水計画等検討業務	1式																	
	令和6年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務	1式																	
	令和5年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務	1式																	
	令和4年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1式																	
その他	地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書	1式																	
	中勢用水地区水利使用協議資料（H30.3.30）ほか必要資料	1式																	

項 目	内 容	備 考									
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-5条 (関連業務) 第2-6条 第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 (設計作業の留意点) 第3-2条	第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、お互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務 (仮称)</td><td>令和8年6月 ～ 令和9年3月 (予定)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>伊勢平野中央地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)</td><td>令和8年7月 ～ 令和9年3月 (予定)</td></tr> </tbody> </table> 本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。 設計作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 また、情報の精度や信頼性など常に情報管理に留意してミスの防止に努めなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-3条、第2-4条に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 令和8年9月までに、第2-6条に示す関連業務「番号2」へ、事業計画書の作成に必要な検討整理資料を共有する必要があるため、業務契約締結後、速やかに検討に着手できる体制とすること。	番号	業 務 名	業務実施期間	1	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務 (仮称)	令和8年6月 ～ 令和9年3月 (予定)	2	伊勢平野中央地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)	令和8年7月 ～ 令和9年3月 (予定)	
番号	業 務 名	業務実施期間									
1	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務 (仮称)	令和8年6月 ～ 令和9年3月 (予定)									
2	伊勢平野中央地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)	令和8年7月 ～ 令和9年3月 (予定)									

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（営農計画（案）の精査及び用水計画検討段階） 第3回 中間打合せ（河川協議書（案）等の作成段階） 第4回 中間打合せ（営農検討会開催前及び点検取りまとめ時） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、設計共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部 2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2－1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関連業務の進捗状況により、業務計画に変更が生じた場合 (7) 関係機関との対外的協議等により業務計画に変更が生じた場合 (8) その他	

項 目	内 容	備 考
第 7 章 業務スライド (業務スライド) 第 7－1 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。	
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 営農計画（案）の 精査			
2-1. 受益面積の更新	過年度に整理した受益面積データベース（1 筆データ）について、発注者が提供する令和 7 年度の転用筆情報を基に更新作業を行う。 また、発注者が提供する農地台帳と突合を行うと共に、農地の所有者及び耕作者の整理を行う。	1 式	
2-2. 営農計画（案）の 精査	過年度に作成した営農計画（案）について、2-1 で更新した受益面積及び発注者が提供する最新の各種農業振興計画等を基に更新を行う。 発注者が開催する営農検討会（年度内 1 回を想定）の補助（検討会資料の印刷、議事録の作成、出席農家 2 名への謝金支払い）を行い、その検討会での意見等を踏まえ、営農計画（案）の見直しを行う。	1 式	
3. 用水計画検討			
3-1. 用水計画諸元の 精査	過年度業務において整理された用水計画諸元を基に、上記 2 の結果を踏まえ、「伊勢平野中央地区」の用水計画諸元比較表を精査する。	1 式	
3-2. 計画水収支計算	上記 3-1 の精査結果を基に、伊勢平野中央地区の水収支計算（雨あり、雨なし）を行う。 雨あり計算期間：昭和 37 年～令和 7 年	1 式	
3-3. 計画基準年の検 証	上記計算結果を基に、計画基準年の妥当性を検証する。	1 式	
3-4. 農業用水需要 量の検討	上記 3-2 の結果及び過年度業務で整理した農業用水需要量を基に農業用水需要量を整理し、期別最大取水量及び年間総取水量を検討する。	1 式	
4. 河川協議書（案） 及び協議概要資料 の作成			
4-1. 河川協議書（案） の作成	上記 3 において検討した内容を基に、中勢用水地区の水利使用の変更に係る河川協議書（案）（河川法第 23 条関係）を作成する。	1 式	

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 数量	備考
4-2. 協議内容の概要 説明資料作成	用水計画諸元を基に、前回河川協議から今回調査 時点で変更となった協議内容について、変更内容及 び変更理由を整理した説明資料を作成する。	1 式	
5. 総合検討	総合的なまとめを行い、必要に応じて今後の課題 点を整理する。	1 式	
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物点検取りまとめ及び報告書 の作成を行う。	1 式	